

# 一般社団法人花鶏学苑 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人花鶏学苑と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岩手県宮古市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、平和と善の精神に基づく教育支援に資する事業を行い、子ども、若者等が個性や能力を伸ばす機会や学びと成長の場を提供し、その多様な生き方と学びを支援する。もって、教育格差の解消、教育機会の拡充、社会的自立の推進、多様な個性と能力を受け入れ尊重する心豊かな地域社会の実現、児童及び青少年等の学力養成の推進に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

1. 子ども、青少年の不登校や引きこもり支援を図る事業
2. 教育支援及び健全育成を図る事業
3. 社会教育、生涯学習の推進を図る事業
4. 教育、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
5. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行なう。

## 第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- 1) 正会員 当法人の目的に賛同し、運営に参画するために入会した者
- 2) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者、また当法人が提供する事業やサービスを利用するために入会した者
- 3) 学苑会員 当法人が運営するフリースクール花鶏学苑の在籍生徒もしくはその保護者、また卒業生もしくはその保護者

(名誉会員・特別会員)

第6条 当法人の発展に多年功労のあった会員、及び理事から推挙のあったものは、社員総会の議決を経て、名誉会員若しくは特別会員の称号を贈るものとする。

- 2 名誉会員及び特別会員の称号は終身称号とし、会費の納入を免除するほか、正会員として処遇する。
- 3 名誉会員及び特別会員は、社員総会に出席して意見をのべることができる。ただし、議決権は有しない。

(入会)

第7条 当法人の会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定めるところにより申し込み、理事長の承認を受けなければならない。

(経費負担)

第8条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 理事として当法人の運営に寄与する場合は会費の納入を免除するものとする。

(退会)

第9条 会員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別議決によって当該会員を除名することができる。

- 1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- 2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第11条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1) 会費の納入が6か月以上されなかったとき。
- 2) 総正会員が同意したとき。
- 3) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(種別)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に特段定めがある場合を除き、理事長が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総社員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故あるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 1) 会員の除名
- 2) 定款の変更
- 3) 理事の解任
- 4) 解散
- 5) その他法令で定めた事項

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意する意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 理事

(理事の設置)

第22条 当法人に、理事3名以上5名以内を置く。

2 理事のうちから、代表理事1名を定め、代表理事をもって理事長とする。

3 理事のうちから、副理事長、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

(選任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によって定める。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第24条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行及び統括する。

2 理事は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第26条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第27条 理事の報酬は、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

## 第5章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第28条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第29条 基金は、当法人の解散のときまでこれを返還しない。

(基金の返還の手続)

第30条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第6章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第32条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- 1) 事業報告書及びその附属明細書
- 2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- 2) 事業報告については、理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3) 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第33条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第35条 当法人は、次の事由によって解散する。

- 1) 社員総会の特別決議
- 2) 会員が欠けたこと
- 3) 合併(合併により当法人が消滅する場合に限る)
- 4) 破産手続開始の決定
- 5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第36条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人(租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。)に贈与するものとする。

## 第8章 附則

(最初の事業年度)

第37条 当法人は設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成25年3月末日までとする。

(法令の準拠)

第38条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。

平成24年3月28日 公証人認証

平成24年4月9日 登記